

財務省告示第五百七十六号

省令第三十号（第七條第三項の規定に基づき、平成十五年八月二十日に発行した利付国債の発行条件等を次のとおり告示する。）

平成十五年九月九日

財務大臣 塩川 正十郎

一	二	三	四	五	六	七	八	九	十	十一	十二	
名称及び記号	発行の根拠	法律及びその条項	振替法の適用等	発行方法	発行額	払込金額	最低額面金	振替単位	発行日	発行価格	利率	初期利子
利付国庫債券（二年）（第二百一十回）	財政融資資金特別会計法（昭和二十六年法律第百一号）第十一條第一項	社債等の振替に関する法律（平成十三年法律第七十五号）以下「振替法」という。この規定の適用を受けるものとし、その振替用を授けるものとし、その振替機関は日本銀行とする。	日本郵政公社法（平成十四年法律第九十七号）第二十四條第三項第四号に規定する郵便貯金資金による引受け	額面金額で三千三百九十八億円	三十三億九千九百九十	万円	五万円	振替法の規定による振替口座簿の記載又は記録は、最低額面金の整数倍の金額によるものとす。	平成十五年八月二十日	額面金額百円につき百円五銭	年〇・一パーセント	平成十六年二月二十日
と、次の算式により算出した												

十 十 十 十 十
七 六 五 四 三

払 払 元 償 償 後 第
込 場 利 還 還 の 二
期 所 金 金 期 利 期
日 支 額 限 子 以

平 日 額 平 利 て を 毎
成 本 面 成 子 ` 支 年
十 銀 金 十 支 所 払 二
五 行 額 七 払 日 以 十
年 八 円 年 月 前 六 各 及
八 月 につ 八 月 月 支 八
二 二 つ 月 間 に 属 期 月
十 十 き 二 属 にお 十
日 日 百 日 する い 日

$$\frac{\text{額面金額} \times 0.1 \times 1}{100 \times 2}$$

す 次 そ が 金
る 号 の 銀 額
期 及 翌 行 を
日 び 営 休 支
に 第 業 業 払
つ 十 日 に 日
い 四 に 支 当
て 号 払 たら
同 にお う だ
じ いて へ じ
。 規 て 以 下
定 定 下 下 下
、 期 期 期 期